



けい し ちょう 警 視 庁 自 転 車 に 正 しく 乗 ろ う !

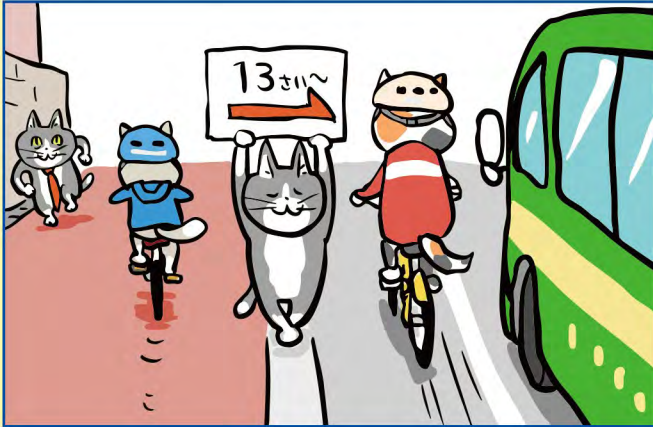


1

車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、車道の左側を通ることが決まっていますが、子供(13歳未満)が自転車に乗るときは、歩道を通ることができます。



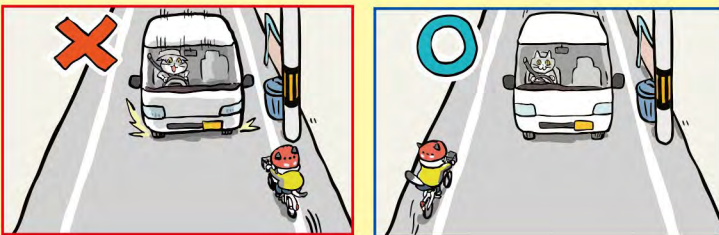
保護者の方へ

大人(13歳以上)が自転車で歩道を通行できるのは、道路標識や道路標示によって自転車が歩道を通行することができる場合と、車道を通行することが危険でやむを得ない場合などです。

ただし、70歳以上の人と身体の不自由な人も、子供と同じように歩道を通ることができます。(道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条、交通の方法に関する教則)



●車道を通るときは、左側を通ります。

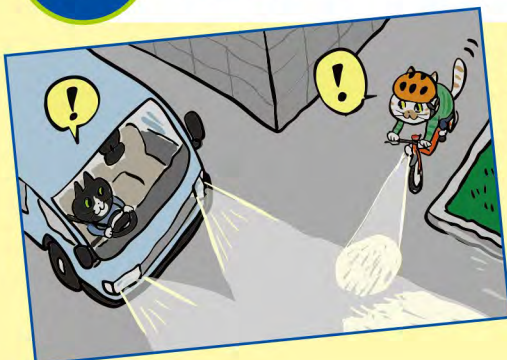


●歩道は歩いている人が優先です。歩道を通るときは車道側に寄って通行し、歩いている人のぼう害になりそうときは止まりましょう。



3

夜間はライトを点灯



夜はライトをつけましょう。

4

飲酒運転は禁止

お酒を飲んで自転車を運転してはいけません。



2

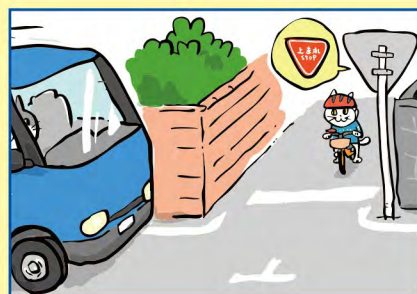
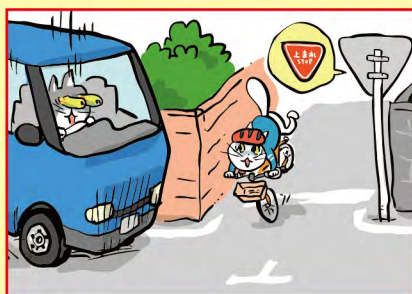
こう さ てん しん ごう いち じ てい し
交差点では信号と一時停止
を^{まも}守って、安全確認^{あん ぜん かく にん}



●^{しん ごう}信号は必ず^{かなら}守り^{まも}ましょう。

てん しゃ 自転車の つう 通ルール

じ てん しゃ あん ぜん
自転車安全
利用五則^{り よう ご そく}



と ひょうしき どう ろ と か
「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いているときは、
かならず と あん ぜん かく にん さ ゆう み こう
必ず止まって安全を確認しましょう。左右が見えにくい交
さ てん とお さ ゆう あん ぜん かく にん
差点を通るときは、しっかり左右の安全を確認しましょう。

5

ちやく よう
ヘルメットを着用



じ てん しゃ の
自転車に乗るとき
は、ヘルメットをか
ぶりましょう。



保護者の方へ

子供を自転車に同乗させるときや子供が自転車を運転するときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。(道路交通法第63条の11)

子供の^おお手本となる保護者も万が一の交通事故から頭部負傷のリスクを軽減するため、ヘルメットを着用した上で、子供にも着用させましょう。



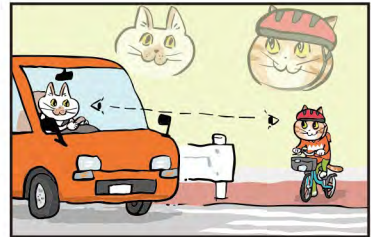
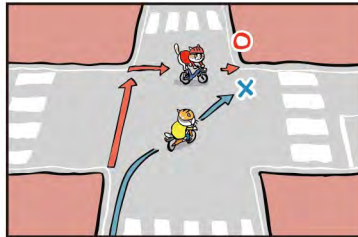
交差点や横断歩道での注意

！ 交差点を右に曲がる時

自転車は、交差点をななめにわたることはできません。道路の左側に寄って交差点の向こう側まで真っすぐに進み、安全を確認して直角に曲がります。

【交差点をわたるとき】

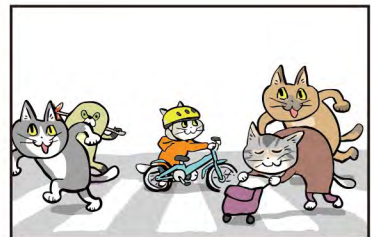
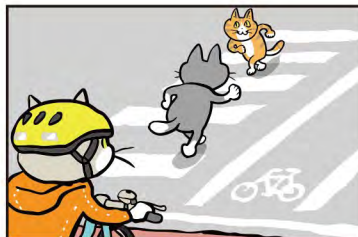
車の運転手さんが気づいていないこともありますので、運転手さんが自分に気づいているか確認してからわたりましょう。



！ 横断歩道をわたるとき

●横断歩道に自転車のマークと線があるときは、その中を通ってわたりましょう。

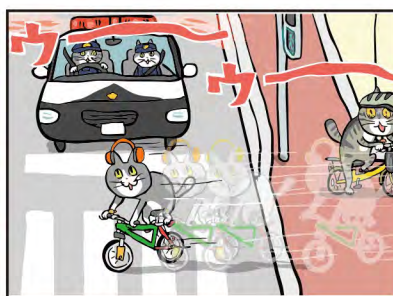
●横断歩道に自転車のマークと線がないときは横断歩道を通れますが、歩いている人のぼう害になりそうなときは自転車からおりて、自転車を押してわたりましょう。



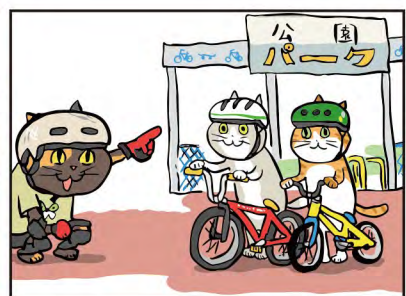
！ そのほかに注意すること



かさや傘をさしたままや、物をもったままの乗ってはいけません。



イヤホンで音楽をきいたりなど、まわりの声や音が聞こえないようにしてはいけません。



ブレーキがきかない自転車に乗っては いけません。

保護者の方へ

お子さんが乗る自転車を点検して、不良な部分がある場合には、自転車販売店などで、整備をしましょう。東京都では、自転車利用者の対人賠償保険等への加入が義務となっています。

(東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)



条例に関して詳しくは

東京都 自転車条例

検索

